

日弁連総 178号
2012年(平成24年)2月27日

法務大臣 小川敏夫 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を直ちに講じることを求める要請書

第1 要請の趣旨

- 1 死刑制度とその運用に関する情報を広く公開すべきである。
- 2 死刑制度の廃止についての全社会的議論を行うため、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとるべきである。
- 3 上記2の議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止するべきである。
- 4 死刑えん罪事件を未然に防ぐため、緊急に以下の措置を講じるべきである。
 - (1) 科学的に信頼性の高い方法によって再鑑定を受ける権利の確立
 - (2) 死刑確定者と弁護士等との秘密交通の確保
 - (3) 再審請求における国選弁護制度の創設
 - (4) 再審請求による死刑執行停止効の確立

第2 要請の理由

- 1 当連合会は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、昨年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。

我が国では、刑罰制度として死刑制度を存置しているが、死刑はかけがえない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包している。
- 2 国際的にみた場合、2012年(平成24年)現在の死刑廃止国(10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。)は141か国、死刑存置国

は57か国であって、世界の3分の2が死刑を廃止ないしは停止している。死刑存置国の中でも実際に死刑を執行している国は更に少なく、2009年（平成21年）が19か国、2010年（平成22年）が23か国にすぎない。死刑廃止が国際的にも大きな潮流であることは明らかであり、隣国の韓国は既に14年間死刑の執行を停止し、事実上の廃止国として数えられている。

2010年12月21日には、国連総会において死刑執行の一時停止を加盟国に求める決議案が前回は上回る109か国の賛成多数で採択されたが、反対票を投じた国は日本を含めて41か国にとどまった。こうした状況において、我が国の死刑制度は国際人権法の観点から様々な批判を浴びてきた。すなわち、「死刑の執行をすみやかに停止」すべきであるとする国連拷問禁止委員会の勧告や、国連人権理事会による勧告のほか、国際人権（自由権）規約委員会からは、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討」すべきことが勧告されている。のみならず、日本の死刑制度は、死刑判決に対する必要的な上訴制度がないこと、死刑確定者からの再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障がいの有無についての制度的な審査が保障されていないこと、死刑執行の事前の告知がないこと等の点においても、国際人権基準に大きく違反していることが指摘されてきた。

アジア諸国も含めて、世界が死刑執行の縮小から死刑廃止へと向かう情勢において、日本における死刑制度の存置と継続的かつ頻繁な死刑執行は、国際的に大きく注目され、批判の的となってきた。そうした中、千葉景子法務大臣（当時）による2010年7月28日の死刑執行が、国際社会にどれほど大きな衝撃を与えたかは、計り知れないものがある。

- 3 他方、死刑制度にはえん罪による誤った刑の執行が不可避であり、日本も決してその例外ではない。

すなわち、我が国では、死刑事件について既に4件もの再審無罪判決が確定しており（免田・財田川・松山・島田各事件）、死刑事件においても誤判が存在したことが明らかとなっている。また、死刑事件ではないものの近時においても、足利事件について宇都宮地方裁判所は2010年3月26日に、布川事件について水戸地方裁判所土浦支部は2011年5月24日に、それぞれ再審無罪判決を言い渡した。

このうち、足利事件は、捜査機関と裁判所が当時の精度の低いDNA型鑑定を過大評価し、自白を偏重して適正な判断をしなかったこと、裁判所が長い間DNA再鑑定を拒否したこと等、複合的な問題が顕在化した事件であるが、最終的に無罪となった菅家利和氏は、捜査段階で複数の被害者殺害について自白

を強要されており、死刑事件となるおそれも十分にあった事件である。これらの事件以外にも、死刑事件である名張毒ぶどう酒事件や袴田事件は、えん罪である疑いが強く、当連合会はその再審を支援している。

こうした数々の誤判事例、とりわけ死刑えん罪事件が生じてきた事実にもかかわらず、誤判原因の解明とその防止のための抜本的対策は、なんらとられないまま数十年もの年月が経過してきた。

こうした状況下においては、えん罪による死刑執行のおそれは現実のものとなっている。例えば、2008年には、足利事件と同様に精度の低いDNA型鑑定等に基づき有罪とされ死刑が言い渡された飯塚事件について、再審請求の準備中にもかかわらず死刑が執行され、各方面から疑問の声が上がった。一旦失われた命は金銭で補償することはできず、回復不可能なものである。我が国が死刑制度を維持し執行を継続する限り、常にその危険が内在しているものと言わざるを得ない。

そこで、死刑えん罪を未然に防ぐためには、緊急に以下の措置を講じる必要がある。

(1) 刑事事件においては、科学的に精度の高い再鑑定を受ける機会の保障が必要であるところ、とりわけ死刑事件においては、科学的に信頼性の高い方法による再鑑定の機会を権利として確立すること。

足利事件の再審開始決定は、過去に行われたDNA鑑定について、科学的に精度の高い再鑑定を行うことによって、その結論が覆ることがあることを示している。とりわけ、死刑事件については、誤った死刑執行による損害が回復不可能であることから、このような再鑑定を行うべき必要性が高い。しかしながら、過去の鑑定の際に鑑定資料がすべて費消されてしまっていれば、再鑑定自体が不可能となってしまう。そこで、科学的に精度の高い再鑑定を受けることを権利として確立することが必要である。アメリカでは、無実を訴える死刑確定者や受刑者に対し、法律上、DNA鑑定を受ける権利が認められており(「イノセンス・プロテクション・アクト」)、この制度の下で多数の再審無罪判決が言い渡されている。

(2) 死刑確定者と弁護士等との秘密交通を確保すること。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行後も、死刑確定者と弁護士との接見には職員の立会いが原則とされており、秘密交通権が確保されていない。国際人権(自由権)規約の実施状況を審査する国際人権(自由権)規約委員会は、日本の人権状況に関する審査の総括所見(2008年10月)において、死刑確定者と再審に関する弁護士等との間のすべての面

会の厳格な秘密性を確保すべきであると勧告している。

(3) 再審請求における国選弁護制度を創設すること。

再審請求については、国選弁護制度が存在せず、実質的に弁護権が保障されているとは言い難い現状である。国連拷問禁止委員会は、第1回日本政府報告書審査の総括所見（2007年5月）において、死刑判決確定後の国選弁護人へのアクセスの欠如につき懸念を表明している。

(4) 再審請求による死刑執行停止効を確立すること。

刑事訴訟法442条は、再審請求があったときは検察官は刑の執行を停止できるとしているにとどまり、必要的な刑の執行停止理由とはされていない。上述した両総括所見は、この点についても執行停止効を確保するよう勧告している。

4 我が国の死刑制度がもつ様々な欠陥と、制度の置かれた状況に照らせば、死刑の執行を継続しつつ、死刑制度の在り方を根本的に問う勉強会を行うことなど到底不可能なことは自明である。死刑の執行を継続する以上、現に行われ、行われようとする死刑執行の正当性と妥当性の説明に汲々とし、制度の根幹に迫る本質的な議論は回避されるからである。

しかも、我が国の死刑制度を巡っては、いまだにごく基本的な情報すら公開されていない。その状況は2010年8月に東京拘置所の刑場が一部マスメディアに公開された後も基本的に変わらず、今後の刑場の公開すら予定されていないという。これは、制度をめぐる根本的な議論を行い、かつ、個々の死刑執行の是非を検証するための大前提が欠けているということである。

死刑制度の在り方について検討する必要があることが認識され、そのための作業が不十分ながらも開始されたいま、死刑の執行は停止されるべきである。

5 我が国は、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討」すべきであるとの国際社会からの勧告に直面している。

死刑を廃止してきた諸外国の例を見ても、死刑を存置するか廃止するかは世論調査の結果で決められたわけではない。ヨーロッパにおいても、イギリス、フランス等では、政権交代を契機とする政治のリーダーシップにより死刑廃止への転換がなされた。また、アジア諸国においても、死刑の廃止・執行停止は、世論による死刑支持率が低下したためではなく、民主的な政治家のリーダーシップによって達成されてきた。死刑の廃止・執行停止を決定するのは、世論や大衆の要求ではなく、政治指導者たちによるリーダーシップなのである。国際社会からの勧告を真摯に受け止め、改革への第一歩を踏み出すために必要なことは、法務大臣が毅然としてリーダーシップをとることである。

法務大臣には死刑を執行する義務があるかのような議論があるが、刑事訴訟法475条1項（「死刑の執行は法務大臣の命令による」）は、死刑の執行について法務大臣の高度な政治的判断を許容するものであり、まさに政治的なリーダーシップによって死刑廃止についての国民的議論への道をひらくものである。6か月以内の死刑執行を定める同条2項は法的拘束力のない訓示規定であり（東京地方裁判所平成10年3月20日判決）、法務大臣が死刑の廃止について国民的議論を行う間、死刑の執行を停止しても義務違反にはならない。

- 6 以上のように、現行の死刑制度には、上記を含めた様々な問題点があり、それは、江田五月元法務大臣が「いろいろな欠陥を抱えている」と正しく指摘し、平岡秀夫前法務大臣が、死刑の執行に慎重な姿勢を示すと同時に、死刑の存廃に関する国民的議論を開始すべきとの見解を表明してきたことにも現れている。これは、民主党が「政策インデックス2009」において、「死刑存廃の国民的議論を行うとともに、（中略）死刑の存廃問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。」と表明した内容を実現するものと評価できる。

法務省はこれまで「死刑の在り方についての勉強会」を立ち上げ、その第3回会合においては当連合会も意見陳述を行った。しかしながら法務大臣以下、現に死刑制度を維持し、かつ運用にあたっている法務省内の担当者からなる勉強会では、死刑制度の根幹を問う議論を行うことはできない。

そこで、勉強会の結果を、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び実際の見直し作業につなげるという方針を確立し、国会に死刑問題調査会を設置し、法務省に有識者会議を設置する等の方策をとることによって広く国民的な議論を行うべく、速やかに準備を行うべきである。

- 7 以上のことから、当連合会は、議論の出発点となるべき必要かつ十分な情報を公開すること、死刑の廃止について全社会的議論をするための具体的方策をとること、議論が尽くされるまでの間は死刑の執行が停止されること、及び死刑事件においてえん罪を生まないための制度がすみやかに整備されることを強く求めるものである。